

建築物防災計画書の変更について

建築物防災計画書の変更について

建築物防災計画書の届出以降、建築計画の変更があった場合は、その都度お知らせください。変更内容によっては、再度、建築物防災計画書の届出を必要と判断される場合（避難計画に影響があり、関係課協議が必要とされた場合等）もあります。

変更には、以下の2パターンがあります。

- ① 軽微変更 避難経路や防火設備等に影響の少ない小規模な変更
- ② 大規模変更 全体計画に大きな影響を及ぼす変更

1 事前協議

事前に、変更内容について協議を行ってください（建築審査課、所轄消防署予防課）。

- 必要図書：建築物防災計画事前協議書（第1号様式）、変更箇所一覧、変更部分の図面
- 部 数：4部（A3横綴じ、A4折り） ※事務処理の迅速化のためご協力ください。

2 軽微変更の手続き

上記1で「軽微変更」と判断されれば、事前協議の必要図書に指摘事項がある場合は、その図書を修正したものを提出してください。

3 大規模変更の手続き

上記1で「大規模変更」と判断されれば、新規に防災計画書を作成する場合と同様の手続きとなります。

（「建築物防災計画書の作成について」を参照ください。）

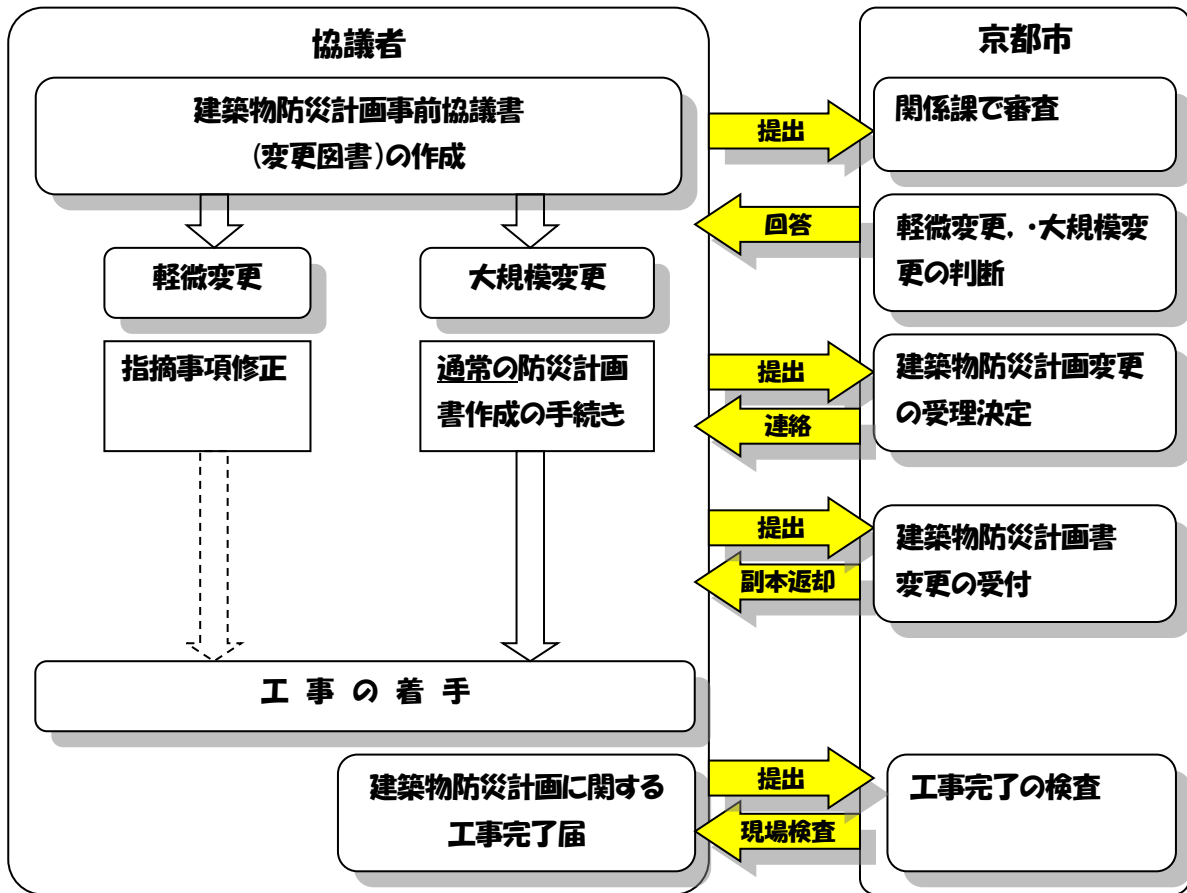
指摘事項がある場合は修正の上、以下の必要図書を提出してください。

- 必要図書：イ 建築物防災計画書（案）、事前協議時の議事録
 - 建築物防災計画届出書（第2号様式）要印鑑、建築物防災計画書、事前協議以降の議事録（関係課協議会を必要とする場合はその議事録を含む）
 - ハ 建築物防災計画書製本
- 部 数：イ 4部（A3横綴じ、A4折り）
 - 1部（受理決定用）
 - ハ 4部（1部は届出済印を押印し、返却します。）

4 工事完了時の手続き

大規模変更の場合は、工事が完了したときに建築物防災計画に関する工事完了届（第3号様式）を提出していただき、提出された建築物防災計画書の内容に適合しているかの検査を行います。

■ 建築物防災計画書変更の流れ（フロー図）



問合せ先
京都市都市計画局建築指導部建築審査課（電話）075-222-3616